

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 市街地整備の現状と必要性

本市の中心市街地には、今なお郷町文化の面影を残す歴史的・文化的資源、各種ホールなどの芸術文化施設など多種多様な公共施設が整備されており、また、旧計画において検討された、市街地整備の改善のための事業については、8割以上が既に事業実施済みであり、概ね市街地整備がなされたと考えられる。

しかしながら、子ども連れの親子や高齢者、障がい者など誰もが安心して安全に歩くことができる歩行者空間が未だ完全に確保されていないことや、訪れた人たちが歩きたくなるような工夫が十分にされているとは言えない状況である。

今後は、居住者だけではなく訪れた人たちの回遊性を高めるため、訪れた人たちがふとまちを散策してみたいくなるような仕掛けづくりを行うとともに、高齢者、障がい者や子ども連れの家族をはじめ、誰もが快適に歩ける歩行者空間の整備を行う必要がある。それとともに、中心市街地での交通手段として多い自転車を利用される方の利便性や安全性を確保するため、自転車駐車場等の整備を実施する必要がある。

(2) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、進捗状況が芳しくない場合には、庁内プロジェクトチームで協議を行い、事業促進のための措置を講じる予定である。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 自転車駐車場整備事業</p> <p>【内容】 駐輪施設の整備</p>	伊丹市	円滑な通行空間の確保のため、その障害の一因となる放置自転車の一掃や買い物客など来訪者の利便性の向上を図るため、自転車駐車場の整備を行い、歩行者優先空間の道路を再構築し、来街機会の増加を図る。これは中心市街地活性化に必要な事業である。	<p>【支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地再活性化特別対策事業 <p>【実施時期】 平成28年度～令和3年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【実施時期】 平成28年度～ 平成29年度				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 市道中央天津線 他電線共同溝整備事業	伊丹市	景観・バリアフリー・防災の観点から、電線類を地中化し、ひと中心の安心・安全・快適な歩行空間と自転車通行空間の創出を行い、街並み景観と商業機能と連携したグレードの高い多様な都市空間の魅力を創出する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・防災・安全交付金（道路事業）	
【内容】 電線類地中化 (L=590m W=10m)			【実施時期】 平成29年度～ 令和元年度	
【実施時期】 平成29年度～ 令和3年度				
【事業名】 公共下水道改築事業	伊丹市	中心市街地内の公共下水道は経年劣化が著しいことから、改築工事による管渠の長寿命化を図ることで、道路陥没の未然防止や排水能力の改善を行い、都市基盤の充実と安心・安全なまちづくりを推進する。 これは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 ・防災・安全交付金（下水道事業）	
【内容】 老朽管の改築工事			【実施時期】 平成28年度～ 令和3年度	
【実施時期】 平成28年度～ 令和3年度				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 観光Wi-Fi整備事業	伊丹市	中心市街地内に公衆無線LANの環境整備をすることにより、来訪された外国人はもとより、アプリを充実することで安全・安心のまちに向けて市民	【支援措置】 ・観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【内容】 中心市街地内での観光Wi-Fi整備		の防災対策や日本人観光客向けに遊びの要素や買い物の楽しさを取り入れ、回遊性の向上を図っていくため中心市街地活性化に必要な事業である。	【実施時期】 平成 29 年度	
【実施時期】 平成 28 年度～ 平成 29 年度				
【事業名】 市道中央天津線 他電線共同溝整備事業（再掲）	伊丹市	景観・バリアフリー・防災の観点から、電線類を地中化し、ひと中心の安心・安全・快適な歩行空間と自転車通行空間の創出を行い、街並み景観と商業機能と連携したグレードの高い多様な都市空間の魅力を創出する。 これは中心市街地の活性化に必要な事業である。	【支援措置】 無電柱化推進計画事業補助	
【内容】 電線類地中化 (L=590m W=10m)			【実施時期】 令和 2 年度～ 令和 3 年度	
【実施時期】 平成 29 年度～ 令和 3 年度				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなみ景観整備促進事業	伊丹市	兵庫県的一般市で初めて景観条例を制定した本市では、景観条例に基づいた落ち着いたまちなみ景観を形成することにより、交流人口の増加及び来街者の回遊性の向上を図る。そのため、中心市街地活性化に必要な事業である。		
【内容】 景観条例に基づいたまちなみ景観の促進				
【実施時期】 昭和 59 年度～				
【事業名】 安全・安心見守りカメラ整備事業	伊丹市	全国で子どもが巻き込まれる痛ましい事件が多発していることや、平成 26 年に市内で発生した局地的豪雨等により生じた被害経験から、安全・安心見守りカメラを中心市街地		地域再生戦略交付金・平成 27 年度
【内容】 見守りカメラの設置				

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【実施時期】 平成 28 年度		に整備し、防犯にとどまらず、行方不明者の捜索等に多目的に利用する。 安全・安心な街なか居住を実施するため中心市街地活性化に必要な事業である。		
【事業名】 ビーコン整備事業	伊丹市	安全・安心見守りカメラとあわせ、ビーコン受信器を整備し、ビーコン発信器を持った子どもや認知症高齢者の位置情報を、保護者のスマートフォン等に通知するサービスを官民協働事業で実施する。 また、子どもや認知症高齢者等が行方不明になり捜索が必要な場合に、保護者が捜索要請を発信し、その要請を受け、捜索に協力するボランティア市民が、行方不明者の容姿を知らなくても発見できる等のアプリケーションを開発し、地域ぐるみの見守り体制を構築する。 安全・安心な街なか居住を実施するため中心市街地活性化に必要な事業である。		地域再生戦略 交付金・平成 27 年度
【内容】 ビーコン発信機の設置				
【実施時期】 平成 28 年度				